

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月5日

館林地区消防組合
管理者 多田善宏

館林地区消防組合条例第3号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年館林地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200

第2条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第11条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別で定める。